




浪江町デマンドタクシーを運行しています





デマンドタクシーとは？



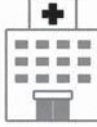

予約制の乗合いタクシー運行事業のことです。10人乗りのジャンボタクシー2台で運行し、浪江のご自宅等から町内や南相馬市まで送迎します。



こんな時にご利用できます

例 1   浪江の自宅から仮設商業施設まち・なみ・まるしえまで行きたい。  まち・なみ・まるしえ

例 2   浪江駅から浪江の自宅まで乗りたい。   浪江の自宅

例 3   浪江の自宅から南相馬市の病院とスーパーに行きたい。   南相馬市の病院・スーパー

1. ご利用いただける方 浪江町に住民票がある方

2. 運行時刻 9時～17時（日曜・祝日を除く）※南相馬市行きは原則、火・木・土曜のみ運行

3. 利用料金 無料（一定期間は料金免除措置）

4. ご利用方法 下記コールセンターに電話で予約してください。

〈お問合せ先〉 ●予約受付に関すること **コールセンター** TEL 0240 (35) 4125
●その他事業内容等に関すること 企画財政課企画調整係 TEL 0240 (34) 0240

今回も7月に国会で成立した民法の改正内容について説明します。

親族の特別寄与料

大橋 寄与分については、No.8（平成29年8月号）で説明したけど、覚えているかな？

うけどん うーん…どんなものだったかな？忘れちゃったよ。

大橋 簡単に説明すると、亡くなった方の事業を手伝い、事業を拡大することに特別な貢献をした方などの遺産の取り分を増やす制度だよ。今までは、配偶者や子などの相続人だけが認められていたんだ。今回の改正では、亡くなった方の相続人のみではなく、親族も特別寄与料が認められるようになるよ。

うけどん へー、そうなんだ。

大橋 例えば、おしゅうとさん（亡くなった方）の看護にお嫁さん（亡くなった方）の長男の（配偶者）が特別な貢献をし、おしゅうとさんの財産が維持できていた場合、以前は、配偶者の特別な貢献を相続において評価するのが難しかったけれど、今回の改正で、配偶者の特別な貢献分を相続するこ

とができるようになるんだよ。

うけどん いくらぐらい相続できるの？

大橋 特別寄与料をいくらもらうかは、相続人同士での話し合いで決めることになるよ。もし、話し合いでまとまらない場合は、裁判所で決めてもらうことになるよ。この権利は、被相続人が亡くなったことなどを知った時から6か月以内または被相続人が亡くなってから1年以内に行使しないと認められないよ。特別寄与料が認められた場合、原則として、法定相続人は、法定相続分に応じて特別寄与料を支払う義務を負うことになるよ。

うけどん 大橋先生、詳しく教えてくださいな。

大橋 例えば、遺産が1千万円で、長男および次男が相続人で、長男の妻に100万円の特別寄与料が認められた場合、長男および次男は、それぞれ50万円を支払わなければならず、長男450万円、次男450万円、長男の妻100万円の遺産の配分となるよ。

次回も、配偶者短期居住権について説明します。

いつか役に立つ

法律知識

No.22




弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)